

# 職 員 措 置 請 求 監 査 結 果

(XXXXXXXXXX自治公民館空調機器等設置補助金に係る住民監査請求)

平成 25 年 6 月 26 日

宮 崎 市 監 査 委 員

## 第1 監査の結果

本件は、自治公民館長は、平成22年7月20日に申請した「自治公民館空調機器等設置工事補助金」について、申請書を「虚偽作成」し、補助金を不正に受領していると考えられるので、宮崎市長に対し、同補助金の交付決定を取り消すとともに、同館長を「虚偽公文書作成罪」で告発することを求める措置請求である。

住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実を対象として行われるものであるところ、行為についての監査請求は、正当な理由なしに、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないものとされている。(地方自治法第242条第2項)。

一方、怠る事実を対象として行われる場合については、このような期間制限は規定されておらず、住民は怠る事実が現に存する限りいつでも監査請求をすることができると解されている。

なお、怠る事実を対象としてされた監査請求についても、「住民監査請求が、普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法・無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、監査請求期間は、右請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日から1年とすべきである。」とする旨の判例(昭62・2・20最高裁)がある。

請求人の陳述を聴取した結果、本請求の趣旨は、①不正な補助金交付申請があったのに、市は適切なチェックを怠り、結果として、不当な公金の支出を行ったので、これを取消すこと ②市長は不正な補助金交付申請を行った自治公民館長を告発すること、というものであった。

①については、請求対象が財務会計上の行為であることから地方自治法第242条第2項本文の適用がある。また、本件は秘密裡に行われたものではなく、相当な注意力をもって調査をすれば当該行為の存在及び内容を知ることができたと考えられるため、監査請求期間徒過に関し正当な理由はないものと判断する。

以上のことを踏まえ、上記①については、地方自治法第242条第2項規定の期間を徒過しており、かつ期間徒過に正当な理由があると認められないため、住民監査請求の要件を欠いていると判断し却下する。また、上記②については、法に規定された住民監査請求の対象外なので却下する。

以上のことを合議により決定した。

なお、本件の監査に当たり、補助事業者の対応や所管課の事務執行について一部不適切な点が見受けられたので、意見を付すこととした。



- ④ 事実証明書「空調機器等設置費用予算書」(注記-「空調機器等設置費収支予算書」が正)、「空調機器等設置収支決算書(又は決算見込書)」(注記-「空調機器等設置費収支決算書(又は決算見込書)」が正)は「虚偽作成」された申請書で、不正受領を意図したものと考えざるを得ないし、規約に基づいた帳簿類の開示に応じないのもそのためとしか考えようがない。
- ⑤ このように「虚偽作成」の可能性があったのは、補助金申請者の公金に対するモラルの欠如と公民館運営の不透明性及び所管課の審査体制や総会議案書の収支決算書(又は決算見込書)添付義務等々の不備があったと推察される。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件請求に係る宮崎市自治公民館空調機器等設置補助金の交付に違法又は不当な点があるかを監査対象とした。

なお、請求人が求める措置のうち、同自治公民館長を「虚偽公文書作成罪」で告発することについては、地方自治法第242条第1項に規定された住民監査請求の対象となる必要な措置に該当しないことから、監査の対象外とした。

#### 2 監査対象課

地域振興部地域コミュニティ課(以下「所管課」という。)を監査対象課とした。

#### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成25年5月31日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からの新たな証拠としては、同日付けで[ ]自治会員各位宛て①「平成25年度自治会及び自治公民館通常総会の開催について」、②空調機器設置補助金について市への返還金が計上されている平成25年度公民館収支予算書(案)及び③本件請求人らが作成したと思われる自治会員宛て住民監査請求を行った旨の報告文書の3点が提出された。

#### 4 請求人の陳述

(1) 実施日 平成25年5月31日

(2) 陳述者 請求人 [ ] 氏

### (3) 陳述の要旨

#### ア 今回の監査請求を行うに至った経緯について

自治会の会員の間では「(自治公民館の) 空調機器は寄付されたものである」という話が公然と流れていた。ところが、情報公開制度により資料を請求したところ、当該空調機器は寄付ではなく購入となっていたため監査請求を行った。

#### イ 補助金の一部返還及び領収証について

6月9日の自治会総会の案内状が届いた。議案書のうち平成25年度公民館収支予算書(案)に「市の指導により48万6千円を返還する。」と記載されていた。もし空調機器が寄贈であれば元々ただである。業者に支払ったとされる140万円はどうなるのか。

#### ウ 住民監査請求における「監査請求期限」について

本年1月に提出した住民監査請求(以下「前回住民監査請求」という。)結果通知に「請求人においては情報公開制度により、当該行為があった日から1年以内に監査請求するに足る情報の入手は可能であり」と記述されているが、情報公開に基づいて資料を請求しなければならないということは、普通の市民には困難である。

#### エ 行政担当課のチェック体制、申請者の認識

行政担当課のチェック体制が十分に確立されていないのではないか。

補助金申請者の意思の問題であるが、原資が税金であるという認識が薄いのではないか。

#### オ 見積書の機種と設置機種の相違について

見積書に記載してある機種と設置してある機種が違っている。現場を確認していただきたい。

### 5 所管課の事情聴取

- (1) 実施日 1回目 平成25年5月31日  
2回目 平成25年6月14日

#### (2) 聴取内容の要旨

ア 宮崎市自治公民館空調機器等設置補助金制度について

同補助金制度は自治公民館連絡協議会に加入している地域の団体が社会教育法第42条第1項に基づき設置する公民館類似施設で一件20万円以上の空調機器等を設置する場合に補助金を交付するもので、補助の交付額は、空調機器等設置に要した経費に、50/100を乗じて得た額であり、上限額は100万円である。「宮崎市自治公民館空調機器等設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」

イ 本件補助金の交付手続について

本件補助金の交付手続については、宮崎市補助金等交付規則、要綱及び要綱に基づく「自治公民館《空調機器設置》補助事務の流れ」に従うべきものである。実際の経過は、以下のとおりである。

①	平成22年7月5日	自治公民館が所管課に対し、見積書と平面図を提出
②	7月7日	所管課から庁内建設部署に対し見積書の点検依頼
③	7月12日	庁内建設部署から所管課に対し「見積書は妥当である。」との回答
④	7月20日	自治公民館が所管課に対し、補助金等交付申請書（空調機器等設置事業計画書、空調機器等設置費収支予算書添付）を提出 市は、同日付で補助金の交付を決定
⑤	7月23日	自治会と工事請負業者が工事請負契約締結
⑥	8月10日	自治公民館が所管課に対し、補助事業実績報告書（空調機器等設置事業実施報告書、空調機器等設置費収支決算見込書、工事請負契約書の写し、自治公民館台帳、写真添付）を提出 市は同日付で自治公民館に対する補助金の交付を確定
⑦	8月30日	市が自治公民館に対し補助金を交付
⑧	8月31日	工事請負業者から自治会に対し「領収証」を交付
⑨	平成24年11月	自治公民館が「領収証」を所管課に提出

ウ 補助金交付決定及び交付確定が申請・報告日と同日に処理されている理由

補助金の交付決定については、所管課が、事前協議の段階で見積書の点検確認を行い妥当性について確認済みであるため、申請書類に不備がない

と判断して、申請日当日に交付決定を行った。また、実績報告についても、同様に、事前協議の段階で書類の審査を行っていたということで報告日当日に交付決定を行った。

## エ 領収証について

所管課では、補助金交付後、支払いを確認するために補助事業者に領収証の写しの提出を求めている。ところが、本件についてはその手続きがとられておらず、平成24年11月所管課における[ ]自治会に対する宮崎市自治会補助金と関連する調査の中で、宮崎市自治公民館空調機器等設置補助金関係書類に領収証の写しが添付されていないことが判明したため、同自治公民館長に提出を求めたものである。平成24年11月に提出された140万円の領収証の写しは、同自治公民館長が調査を行う中で、平成25年1月頃までの間に、実際の支払額(70万円)と整合が取れない領収証であることが判明した。そのことについて同自治公民館長は「最終的に市に提出しなくてはならないという理由で、当時、工事請負業者からこの領収証の交付を受けた。」と所管課に報告している。実際には140万円全額が支払われていないということで「仮の領収証」という認識であったとも報告している。

## オ 請求人の主張する違法・不当事由に対する所管課の見解

- ① 同自治公民館長は申請時、契約金額は140万円であると認識しており、実績報告時にも支払金額は140万円になると認識していた。まだ支払いが発生していない実績報告時は「収支決算見込書」として提出されたものであり、偽造作成には当たらないと考える。
- ② 同自治公民館長に聞き取りをしたところ、空調機器の補助金については内示の段階という意識もあり予算に計上していない、予算額30万円は机など館内の備品を購入するつもりで予算計上していたものである、決算額の70万円は空調機器等取付けに対する支払いであった、とのことであった。
- ③ 同自治公民館長は現在裁判で原告と被告の関係なので、お見せできる状況にないと止めている状態であるとのことだが、市からそのような指示は行っておらず、請求があれば、宮崎市の調査を理由にいつまでも拒んでいられないとのことは伝えている。

- ④ 意図的にされたものだと言える根拠はないので「不正受領を意図した」とは判断できないと考える。また、帳簿類の開示請求についても、裁判が理由で対応できないと聞いている。
- ⑤ 空調機器等設置工事の補助金申請・報告の書類が「虚偽作成」であるとは考えていない。事務処理上のミスであったと判断している。今回のようなミスを所管課の審査の中で見つけるためにも、今後は、翌年度の自治公民館総会の議決書の提出を求めるなど適切な事務執行に努めたい。

#### カ [ ] 自治公民館の動向について

当該自治公民館は、平成 25 年 6 月 9 日に総会を開催し、過大に受領した補助金 48 万 6 千円を市へ自主返納することを賛成多数で決議した。

算出根拠としては、交付済み補助金額 (70 万円) から交付申請時に提出された見積書に記載された空調機器設置工事費の 50% (21 万 4 千円) を控除した額とされている。

所管課としては、過大に受領したものであれば当然返還されるべきものであり、返還される金額が適正であると判断されれば宮崎市補助金等交付規則第 14 条に定める補助金の交付決定の取り消し及び全額返還を求めることは行わないとの考えである。

また、総会で決議された「48 万 6 千円」という額は自治公民館が主体的に善後策を決定し、それを受けて市が判断するという考えである。

#### 6 関係人調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づく関係人調査については、監査委員の合議により、既に担当課による調査が行われており必要とは認められないとされたため実施しなかった。

#### 7 事実確認

##### (1) 現地調査

平成 25 年 6 月 3 日、監査事務局書記及び所管課職員が [ ] 自治公民館を訪問し、空調機器の設置工事の確認を行った。

調査項目としては、下記の事項を調査した。

- 空調機器設置状況の確認 (設置場所及び容量等)
- 補助金等交付申請書との照合確認

- ・ 実績報告書との照合確認
- ・ 備品台帳との照合確認
- ・ 実体写真撮影（設置状況）

結果としては、下記の事項が確認された。

- ・ 見積書に記載されている容量・台数の空調機が設置されていた。機器の単価及び工事費用については、補助申請の段階で庁内建設部署の見積点検において確認されており、妥当であると判断すべきものとする。
- ・ 空調設備機器表どおりの機器ではなかった（空調設備機器表では、高齢者サロンの空調機は大容量のもの、子育てサロンの空調機は小容量のものとなっている）が、ほぼ同等の機能を有する機器が設置されていた（既設の2台の空調機の冷暖房能力はこれらの空調機とほぼ同等の冷暖房能力を有している）。建物の新築において、当初計画どおりの設備が設置できないことは多々あることであり、現場に即した設備に変更することは一般的であることから、問題ないと考えられる。
- ・ 所管課は、申請時に提出された空調設備機器表の空調機の容量と見積書に記載された容量が同じであるか確認をすべきであったと考えられる。
- ・ 空調機は自治公民館空調機器等設置工事の中で設置されたものとして、備品としての取扱いをしていないことから、備品台帳には登録されていなかった。当該補助制度上、機器を備品台帳に記載することを義務付ける規定はないので現状において問題はない。

## （2）補助金申請事前協議における機器の単価及び工事費用算定について

事前協議の段階で、所管課が、見積書に記載された機器の単価や工事費用の妥当性について、庁内建設部署に依頼し確認を行い「妥当である」旨の回答を受けており、適正に処理されていた。

## （3）所管課の審査について

申請書及び実績報告書の内容を確認すると、「収支予算書」「収支決算見込書」の収入・支出の記載内容は同一で形式的な記載となっている。また、申請・報告日の当日に交付決定書・交付確定書の決裁を得ていることから、形式的な事務の執行にとどまり、実質審査を行っていないと判断される。

#### (4) 領収証について

領収証の提出は「宮崎市補助金等交付規則」及び「宮崎市自治公民館空調機器等設置補助金交付要綱」に定めはないが、要綱に基づく事務の流れとして申請者等に手続書を交付していることから、要綱に準じるものであると考える。

所管課の調査では、本領収証は、補助金の確定事務を早急に完了させようとするため、同自治公民館長が工事請負業者に依頼して仮に領収証を発行させたものである。記載金額の140万円全額は執行されておらず、70万円が支払われたとのことであり、領収証の記載内容は事実と異なるものである。

#### (5) 空調機器の代金支払いについて

工事請負契約書には、完成引渡時（補助金実行日）に全額支払いを行うと定めているが、同自治公民館長は「請求がないから支払いを忘れていた。」と回答している。このことは、公民館側の認識不足であり契約事項を遵守すべきである。

納入業者は、当初は寄付という考えはなかったが、請求を忘れていて納入から既に2年を経過していることから、現時点では請求の意思はなく、結果的に空調機器は「寄付」となっている。

#### (6) 実績報告書に不実の記載

以上(4)(5)から明らかになったことは、結果として、実績報告書に不実の記載があったということである。当初140万円全額を支払う意図があったとしても、最終的な支払はなされないまま2年以上放置されていた。

### 8 改善を要すると思われる事項

#### (1) 交付申請書及び実績報告書における関係書式の検討

現行の交付申請書等では詳細な内容が確認できない様式となっている。

収支関係書類については、金額及び使途の内容が明確になるような様式にすみやかに変更すべきである。

#### (2) 審査基準及び各審査段階での厳密な確認作業

現行の事務手続では申請・報告における確認について基準はなく、形式的な審査で補助決定・確定がなされている。所管課として、申請・報告段階の審査基準を策定し、基準に基づいた厳密な審査を行うべきである。

### (3) 設置機器の容量確認

所管課においては、事前協議時に提出された見積書に記載された機種容量と、見積書に添付された空調機器表（設計書）に記載された機種容量が同等であることを確認していない。庁内建設部署に依頼して見積書の妥当性は確認しているとの報告であるが、所管課として見積書と設計書の整合性の確認も行うべきである。

### (4) 変更申請時の確認

本件については、変更申請がなされていなかった。変更がある場合は変更内容等を詳細に記載した変更申請を行う必要があることを補助事業者に周知すべきである。

### (5) 実地調査の徹底

現在、設置機器の確認については写真における確認となっている。写真では詳細な点が確認できないため、今後は実地調査をすべきである。

### (6) 領収証等の実査

現行、領収証については写しの確認となっているが、支払い状況を確認するためにも原本で確認すべきである。さらに、振込み等による支払いの場合については金融機関における振込証等も併せて確認すべきである。

### (7) 台帳等の整備・記帳

物品については、取得年月日及び経緯等を明確にするため、台帳の整備・記帳が適切に行われるよう指導すべきである。

### (8) 交付団体等決算報告書の確認

補助金交付団体の決算には情報開示の点からも明確に補助金が記載されなければならない。所管課は、その旨の指導を徹底し、かつ補助金が明確に決算書等に記載されているかの確認を行うべきである。

### (9) 補助事業年度内報告の徹底

補助金交付事業は年度内に確定しなければならないため、事業報告を含むす

すべての報告が可能な限り年度内に完了するよう徹底すべきである。

#### 第4 意見

本件について、請求人が主張する虚偽その他不正の手段に基づく補助金等の交付の事実は確認できなかったが、監査の過程において、結果として不実の記載がなされた報告書が提出されるなど、補助事業者の不適切な対応が確認された。

空調工事業者は、空調機器納入業者が空調工事業者への代金請求を忘れていたため補助事業者への請求を行わず、一方で実際には支払われていない額面の領収証を交付した、その結果、補助事業者は、代金全額を支払わず、かつ、支払っていないことに2年以上もの間気づかなかつた、と言う。このようなことは普通には起こらないことであるし、補助事業の執行に関し起きてはならないことである。

補助事業者は、補助金が市民の血税で賄われていることに思いをいたし、良識をもって誠実に補助事業の執行を行うとともに、正確で透明性の高い財務事務の執行に努めなければならない。もし実際はそのように行われていないのならば、その責は、役員一同はもとより、会の構成員一人ひとりが連帯して担い、改善に努めるべきである。

一方、所管課においては、当該補助金交付手続において十分な確認作業がなされていないなど、不適正な事項が散見された。また、事業の最終確認のひとつとして「領収証確認」を行わず、長期に渡り放置していたことも明らかであった。

以上のことから、監査意見として、市長に対し、事実関係を精査し、それに基づき当該補助金の交付決定の取り消しや補助金の返還を求めることなどを含め適切に対処するよう要望する。

また、所管課においては、適正な履行確認を行う観点から、補助金等の交付先である団体に対して透明性の高い会計処理を行うよう求めるとともに、申請・決定時点、報告・確定時点における適時適切な確認につながるよう、要綱及び運用全般について見直しを図られたい。